岩手県告示第577号

森林法（昭和26年法律第249号）第５条第５項の規定に基づき、地域森林計画を変更したいので、次のとおり公告する。

令和８年10月30日

岩手県知事　達　増　拓　也

１　森林計画区の名称

（１）　馬淵川上流森林計画区（二戸市一円、八幡平市一円、岩手郡葛巻町、九戸郡軽米町及び九戸村並びに二戸郡一円）

（２）　大槌・気仙川森林計画区（大船渡市一円、陸前高田市一円、釜石市一円、気仙郡一円及び上閉伊郡一円）

（３）　北上川上流森林計画区（盛岡市一円、滝沢市一円、岩手郡のうち葛巻町を除く地域及び紫波郡一円）

（４）　北上川中流森林計画区（花巻市一円、北上市一円、遠野市一円、一関市一円、奥州市一円、和賀郡一円、胆沢郡一円及び西磐井郡一円）

２　地域森林計画の案の縦覧の場所及び期間

（１）　場所　岩手県農林水産部森林整備課並びに関係広域振興局の林務部、農政部農林振興センター並びに農林部及び農林部農林振興センター（林務室が置かれている農林振興センターにあっては、林務室又は林務室林務出張所）

（２）　期間　令和８年10月30日から同年11月30日まで